

茨城労働局発表
令和8年8月28日（金）

【照会先】

茨城労働局雇用環境・均等室

雇用環境改善・均等推進監理官 矢島 進介

雇用環境改善・均等推進指導官 小橋 孝博

（電話）029-277-8295

報道関係者 各位

10月16日に「ハラスメント対策説明会」を開催します

～カスハラ・就活セクハラ防止対策が義務化されます～

茨城労働局（局長 佐藤 悦子）では、令和8年10月1日よりすべての事業主に義務付けられるカスタマーハラスメント・求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止対策に係る法改正のポイントをはじめ、法改正の最新情報について県内事業主へ理解を深めていただくために、下記のとおり説明会を開催します。

1 日時 令和8年10月16日（金）14:00～15:30

2 会場 茨城県庁 講堂（9階）

3 定員 350名（申込順）

4 内容

（1）ハラスメント対策の全体像（法的義務のまとめ）

（2）カスハラ・就活セクハラ対策のポイント（茨城労働局オリジナルアイテムも紹介！）

（3）その他の法改正に関する最新情報（同一労働同一賃金、企業の公表義務など）

※是非取材をお願いします。

（事前にお申込みをお願いします。）

【申込み・問合せ先】TEL：029-277-8295 担当：正岡、小橋）

<添付資料>

資料1：「ハラスメント対策説明会」（案内チラシ）

資料2：法改正の概要リーフレット